

第17章 環境行政体制の整備

第1節 府における状況等

第1 組織の概要

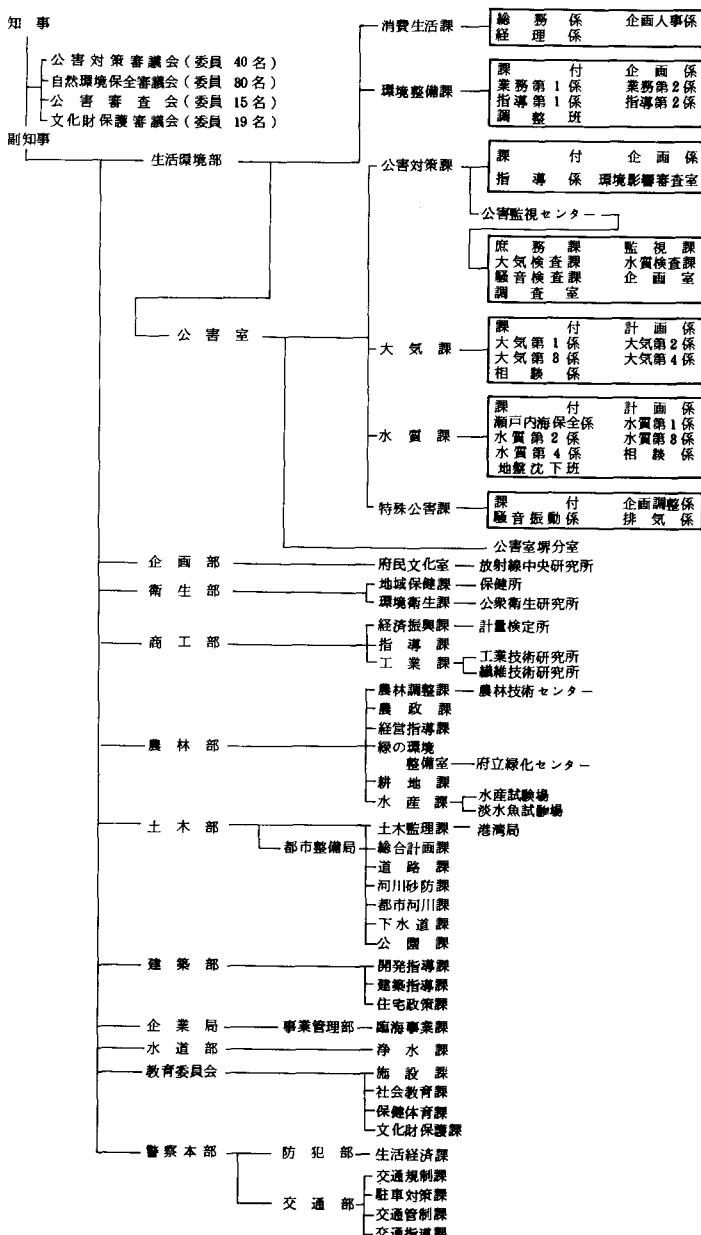
府では公害を防止し、生活環境を保全することにより府民の健康を保護するため、昭和45年11月に公害対策を担当する組織として生活環境部を設置し、その整備、強化を図るとともに環境汚染に係る保健対策担当部門として衛生部に環境保健課(現在：地域保健課)をそれぞれ設置するなど、公害・環境行政に関する組織の整備、拡充に努めている(表2-17-1、図2-17-1)。

表2-17-1 公害・環境行政主要組織の変遷

年 月	事 項
昭 28. 2	衛生部環境衛生課に公害係 設置
38. 5	商工部振興課に公害係 設置
36. 4	商工部に公害課 設置
38. 8	企画部に企画総務課(分掌事務：公害防止の基本対策に関する業務及び調整業務) 設置
41. 4	企画部に公害室(企画調整課、指導課) 設置(衛生、商工両部の公害業務を引継ぐ)
43. 9	公害監視センター(庶務課、監視課、検査課、調査室) 設置
45. 4 11	公害室を企画調整課、大気課、水質騒音課の3課に拡充 生活環境部設置(公害室を企画部から移管し、企画調整課を公害対策課に改称) 生活環境部に環境整備課 設置
	公害室堺分室(分掌事務：堺泉北臨海工業地帯の公害対策の推進) 設置
	大阪府公害審査会 設置
46. 8 7	大阪府公害対策審議会 設置 水質騒音課に地盤沈下班 設置
10	大阪府水質審議会 設置
12	公害室に特殊公害課 設置、水質騒音課を水質課に改称
48. 4	公害対策課に計画管理係(分掌事務：環境管理計画及び大阪地域公害防止計画の進行管理) 設置
	衛生部に環境保健課(分掌事務：公害保健業務) 設置
	農林部に自然保護課(分掌事務：自然環境保全業務) 設置
49. 4	水質課に瀬戸内海保全係 設置
	公害監視センターの検査課を大気検査課、水質検査課、騒音検査課の3課に拡充
	環境科学センター設立準備室 設置
5	府警察本部防犯部に公害課 設置
58. 4	大阪国空港周辺整備機構 設立
	生活環境部生活総務課と消費生活課を統合して消費生活課 設置
	衛生部環境保健課と環境衛生課を統合して環境衛生課 設置
54. 4	公害監視センターの環境科学センター設立準備室と公害対策課の調査係を統合して公害監視センターに企画室 設置
58. 4	公害対策課に環境影響審査室 設置
	農林部に府立緑化センター(分掌事務：緑化に関する相談・指導等) 設置
59. 4	自然保護課と森林育成課を統合して緑の環境整備室 設置
61. 1	大阪府水質審議会廃止 以後、水質に係る審議は府公害対策審議会にて行う
61. 4	府警察本部防犯部、公害課を生活経済課に改称

図 2-17-1 公害・環境行政主要組織概要図

(昭和61年4月1日現在)



(付表)

部 課		分掌事務
生 活 環 境 部	消費生活課	部の行政の総合計画、調整、予算、経理、組織、広報・公聴等
	環境整備課	生活環境整備対策の企画、調整及び推進 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等
	公害対策課	公害防止対策の立案、調整及び推進並びに公害防止の融資・助成、 公害健康被害補償法、公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織 の整備に関する法律の施行等
	大気課	大気汚染防止法、悪臭防止法、府公害防止条例の施行等
	水質課	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工業用水法、府公害防 止条例の施行等
	特殊公害課	騒音規制法、振動規制法、府公害防止条例の施行等 自動車及び航空機公害対策の企画、調整及び推進
企 画 部	公害監視センター	公害の状況の監視、公害試料の検査、分析及び公害の調査研究
	放射線中央研究所	放射線等に関する調査研究、指導及び普及
	地域保健課	保健所における公害保健業務
	環境衛生課	環境保健体制の整備及び公害の人体影響調査
商 工 部	公衆衛生研究所	大気汚染の人体影響に関する研究
	経済振興課	工場立地
	指導課	中小企業の構造の高度化、設備の近代化
	工業課	公害防止技術の指導及び普及
	工業技術研究所	工業技術の試験研究、指導及び普及
	織維技術研究所	織維工業技術の試験研究、指導及び普及
農 林 部	計量検定所	環境計量証明事業
	経営指導課	農業、畜産公害対策業務
	緑の環境整備室	自然環境の保全と回復に係る対策の立案、調整及び推進並びに鳥獣保護 対策業務、自然環境保全法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する 法律、府自然環境保全条例の施行等 森林計画、自然公園の整備事業
	耕地課	土地改良事業
	水産課	漁業公害の監視等の漁場保全対策業務
	農林技術センター (環境部)	農作物等の公害調査、分析及び試験研究
	水産試験場	漁況、海況の調査研究

部 課		分 掌 事 務
農 林 部	淡 水 魚 試 験 場	内水面の水産物の生存環境、生態の調査研究
	緑 化 セン タ ー	緑化に関する情報の収集・提供、緑化技術の相談・指導、緑化担当者のための講習会・研修会の開催、各種施設の緑化診断・指導
土 木 部	総 合 計 画 課	大阪府国土利用計画の策定
	道 路 課	道路防音壁の設置・管理
	河 川 砂 防 課	河川、運河の浄化、環境整備
	都 市 河 川 課	特定の河川・運河の浄化、環境整備、地盤沈下対策業務
	下 水 道 課	下水道事業の計画、実施
	公 園 課	都市公園の設置等
	港 湾 局	港湾の浄化、緑化
建 築 部	開 発 指 導 課	都市計画法の施行に関する開発行為等の規制、宅地造成等規制法施行
	建 築 指 導 課	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行 開発行為、宅地造成及び建築の違反取締り、指導
	住 宅 政 策 課	住宅及び宅地開発に関する基本計画及び調整、新住宅市街地開発法施行、市街地整備事業の助成
企 業 局	臨 海 事 業 課	臨海土地造成事業
水 道 部	净 水 課	工業用水道事業の計画施行、浄水場の浄化
教 育 委 員 会	施 設 課	府立学校の公害対策業務
	社 会 教 育 課	青少年教育、婦人教育、成人教育
	保 健 体 育 課	保健体育の指導助言、教職員・生徒の健康管理
	文 化 財 保 習 課	文化財の保護活用
警 察 本 部	生 活 経 济 課	公害関係法令違反の取締り、公害関係事案の苦情処理
	交 通 規 制 課	交通規制業務
	駐 車 対 策 課	駐車規制業務
	交 通 管 制 課	交通管制、広域交通制御業務
	交 通 指 導 課	交通公害関係事案の指導取締、苦情処理 道路運送関係法令違反事件の捜査

第2 府公害対策審議会等における審議状況

1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条、水質汚濁防止法第21条及び大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたものである。

昭和60年度においては、「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律」（昭和60年法律第90号）により水質汚濁防止法が一部改正され、昭和61年1月12日をもって大阪府水質審議会は大阪府公害対策審議会に統合されることになった。これに伴い、府公害対策審議会の組織を強化するため、同審議会条例の一部改正（昭和60年大阪府条例第41号）を行い、委員を1名増員するとともに、水質関係の議案に参加する特別委員を新たに設置した。昭和60年度における審議状況は、表2-17-2のとおりである。

また、昭和60年度における大阪府公害対策審議会の専門委員会での審議状況は、表2-17-3のとおりである。

なお、昭和61年3月31日現在、委員は36名、特別委員は4名、専門委員は25名（大気汚染関係9名、騒音・振動関係10名、法制度関係6名）である。

表2-17-2 府公害対策審議会における審議状況（昭和60年度）

回	開催年月日	審議内容
50	60・11・21	1 審議会会長を選出した。 2 下記事項について事務局より説明をうけた。 ① 水質審議会の公害対策審議会への統合について ② 本府の環境をめぐる最近の動向について ③ フェニックス基本計画について
51	61・2・19	1 昭和61年度公共用水域の水質測定計画について諮詢を受け、審議を行った結果、同日付けで答申した。 2 次期水質保全計画の動向について、事務局より説明を受けた。

表 2 - 1 7 - 3 専門委員会における審議状況(昭和 60 年度)

大気汚染分科会

回	開催年月日	審議内容
21	60・8・21	窒素酸化物総量削減計画の推進状況及び炭化水素に係る実態調査について 調査・検討した。

2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法第21条及び大阪府水質審議会条例(昭和46年大阪府条例第38号)に基づき、府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたものであるが、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い昭和61年1月廃止された。

なお、昭和60年度においては府水質審議会は開催されていない。

第3 公害関連事業費

昭和60年度における公害防止関連事業費(決算(見込)額)は、約757億円で前年度に比べて約10.5%増加している(詳細は巻末資料1「昭和60年度公害関連主要事業費一覧」)。

第4 市町村に対する助成等

公害規制を迅速かつ的確に行うためには、地域と最も密接な関連を有する市町村との協力関係を確立するとともに、府公害防止条例に基づく事務の一部を市町村長に委任して、地域の特性に応じた有効かつ円滑な公害行政の推進を図る必要がある。

府では、この事務委任に伴う経費を交付するとともに、市町村における公害監視機能の整備充実を図るために必要な助成措置等を講じてきている。

(1) 大阪府公害防止事務費交付金の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、昭和60年度には、大阪市ほか43市町村に対し、総額9,370万9千円を交付した。

(2) 大阪府市町村施設整備資金貸付金の貸付

「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」及び「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)に基づき、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村並びに一般廃棄物処理施設を整備する市町村に対し8億3,030万円を貸付けた。

(3) 市町村職員公害防止技術研修の実施

市町村の公害担当職員の資質向上に資するため、公害監視センターにおいて公害防止技術研修を実施した(研修期間:昭和60年9~10月)。研修科目ごとの受講者数は表2-17-4のとおりであった。

表2-17-4 市町村職員公害防止技術研修受講者数(昭和60年度)

科 目	講 義	実習の内訳								合 計
		水質分析	排ガス等分析	ガスクロ分析	粒状分径別粒子分析	工測場定騒音分析	交通騒音	底質分析	小計	
受者 講数	名 222	5	3	3	2	12	14	2	41	263

第2節 市町村における状況等

第1 組織の概要

市町村は、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、府の公害の防止に関する諸施策に準じて必要な施策を実施するなど、地域住民に密接に関連する生活環境の保全について極めて重要な役割を担っている。

このため市町村においては、いわゆる典型7公害を含め各種の生活環境の阻害現象に対応して環境行政組織の整備・強化を図るとともに、公害対策の基本的事項を調査、審議する公害対策（環境保全）審議会、公害問題に関する住民の意向の把握等を目的とする公害（環境）モニターの設置など当該地域に即応した公害・環境行政体制の充実を図っている（表2-17-5）。

表2-17-5 市町村における公害担当組織等の状況

（昭和61年4月1日現在）

該当市町村	職員数		
	事務系	技術系	合計
公害専門部（局）を有している市町村	8市	88	256
公害専門課（室）を有している市町村	10市	97	115
公害専門係（班）を有している市町村	16市2町	62	16
公害担当職員を有している市町村	2市10町1村	34	5
合 計		281	392
			673

公害センター、公害研究所その他公害担当出先機関を有している市町村	8市1町	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、高石市、岬町
公害対策審議会等を置いている市町村	20市1町	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、大東市、和泉市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、岬町
公害モニター等を置いている市町村	6市	豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、高石市、交野市

第2 公害対策事業費

府下市町村における昭和59年度の公害対策事業費（決算額）は約1,851億円で、前年度に比べて約1.7%減少した。その内訳をみると公害防止事業（全体の72.3%）と健康被害救済経費（全体の20.7%）で、公害対策事業費の93.0%を占めている（表2-17-6）。

このうち、公害防止事業費を関連事業の種類別にみると、下水道整備事業（全体の71.0%）と廃棄物処理施設整備事業（全体の18.7%）で、公害防止事業費の89.7%を占めている。また、前年度に比べて緩衝緑地等整備事業及び廃棄物処理施設整備事業などが減少している反面、教育施設等の移転及び施設整備事業、河川湖沼等浄化事業などが増加している（表2-17-7）。

表2-17-6 市町村における公害対策事業費（昭和59年度）

（単位：千円）

事業の種類	59年度		58年度 決算額	増減率 (%)
	決算額	構成比(%)		
一般経費 (人件費、広報活動費等)	9,669,922	5.2	8,144,241	18.7
公害規制及び調査研究費 (機械器具購入費、監視測定事務費等)	1,126,378	0.6	1,018,688	10.6
公害防止事業費	133,864,407	72.3	138,268,865	△ 3.2
公害防除施設整備資金 (助成金・貸付金)	1,672,265	0.9	1,663,775	0.5
健康被害救済経費	38,279,924	20.7	37,454,124	2.2
その他の	460,006	0.3	1,657,601	△ 72.2
合計	185,072,902	100.0	188,207,289	△ 1.7

（注）本表は、自治省が実施した「昭和59年度公害対策事業費の決算について」の調査に基づき作成したものである（以下表2-17-7についても同じ）。

表2-17-7 市町村における公害防止事業費の内訳（昭和59年度）

（単位：千円）

事業の種類	59年度		58年度 決算額	増減率 (%)
	決算額	構成比(%)		
下水道整備事業	95,043,057	71.0	98,266,685	3.3
緩衝緑地等整備事業	6,059,669	4.5	6,982,005	△ 13.2
廃棄物処理施設整備事業	25,047,404	18.7	26,820,966	△ 6.6
教育施設等の移転及び施設整備事業	3,765,217	2.8	2,938,407	28.4
港湾、漁港等浄化事業	807,400	0.6	799,400	1.0
河川、湖沼等浄化事業	718,027	0.6	576,347	24.6
農用地等の客土、施設新改築事業等	274,973	0.2	238,941	15.1
地盤沈下対策事業	1,858,145	1.0	1,867,564	△ 1.1
その他の	795,515	0.6	288,550	180.6
合計	188,864,407	100.0	188,268,865	△ 3.2

第3 公害防止条例等の制定状況

府下市町村においては、各種の身近な生活環境の阻害現象に対処するため、公害・環境行政組織の整備、拡充と併せて当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な規制を行うこととしており、日照阻害・電波障害等の防止、空地の適正管理などのほか自然保護、文化財の保護に関する措置を含め、住みよい生活環境を創造するため、広く公害防止と環境保全に関する事項を内容とした条例を制定している。

昭和61年3月31日現在、府下44市町村の半数を超える28市町が、これらの環境保全に関する条例を制定している（表2-17-8）。

これら市町村の環境保全に関する条例の形式をみると、おおむね次のように分類することができる。

① 環境保全に関する基本条例のもとに公害防止条例等を制定

している市町村（基本条例のみを制定している市を含む。）……………8市1町

② 公害防止と生活環境の保全とを併せた総合的な環境保全に

関する条例を制定している市町村……………9市1町

③ 公害防止に関する条例とそれ以外の生活環境の保全に関す

る条例を別個に制定している市町村……………1市

④ 環境保全に関する基本的事項を憲章的に定めた条例を制定

している市町村……………5市3町

また、市町村の公害防止条例等においては、地域の汚染の改善と未然防止を図るために、工場等の立地規制に関する規定を設けているものがあり、その内容は、工場等の設置の許可をとっているものが6市、工場等の設置の事前協議制をとっているものが9市となっている。

表 2-17-8 市町村における公害防止条例等の制定状況

市町村	公害防止条例等			条例の主要内容			形式分類
	名称	制定年月日	施行年月日	規制基準の設定	立地規制の措置	公害防止協定の締結	
高槻市	高槻市生活環境の向上等に関する基本条例(昭和44年高槻市条例第41号)	昭 44. 9. 1	昭 44.11. 1				①
	高槻市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和47年高槻市条例第44号)	47. 7. 11	48. 1. 10	○	○	○	
枚方市	枚方市公害防止条例(昭和46年枚方市条例第88号)	46.12.24	47. 4. 1	○	○△	○	③
	枚方市生活環境条例(昭和49年枚方市条例第1号)	49. 1. 4	49. 4. 1				
吹田市	吹田市公害防止条例(昭和47年吹田市条例第12号)	47. 4. 1	47. 4. 1			○	①
	吹田市民の環境をよくする条例(昭和49年吹田市条例第18号)	49. 4. 1	49. 5. 1				
島本町	島本町生活環境保全に関する基本条例(昭和47年島本町条例第17号)	47. 6. 1	47. 6. 1		△		①
	島本町地下水汲上げ規制に関する条例(昭和50年島本町条例第18号)	50. 6. 20	50. 7. 1	○	△		
茨木市	茨木市環境保全に関する条例(昭和47年茨木市条例第28号)	47.10.24	47.12. 1				④
交野市	交野市民の環境を守る条例(昭和48年交野市条例第8号)	48. 8. 1	48. 8. 1				④
東大阪市	東大阪市の環境保全に関する基本条例(昭和48年東大阪市条例第8号)	48. 4. 2	48. 4. 2				①
	東大阪市公害防止条例(昭和48年東大阪市条例第9号)	48. 4. 20	48.10. 1	○	○	○	
門真市	門真市生活環境基本条例(昭和48年門真市条例第20号)	48. 6. 26	48. 6. 26				④
豊中市	豊中市環境保全条例(昭和48年豊中市条例第40号)	48.10.15	48.12. 1	○	○	○	②
四條畷市	四條畷市生活環境条例(昭和50年四條畷市条例第8号)	50. 8. 25	50. 9. 1				①
	四條畷市公害防止に関する条例(昭和57年四條畷市条例第21号)	57. 9. 29	58. 1. 5	○	△	○	
泉南市	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例(昭和50年泉南市条例第11号)	50. 8. 29	50. 8. 1	○	○	○	②
河内長野市	河内長野市より良い環境をつくる条例(昭和50年河内長野市条例第18号)	50. 6. 18	50. 9.17		△	○	②
岸和田市	岸和田市環境保全条例(昭和51年岸和田市条例第17号)	51. 8. 81	52. 8. 80	○	○	○	②
泉大津市	泉大津市環境保全条例(昭和51年泉大津市条例第14号)	51. 4. 1	51. 6. 80		△		④
忠岡町	忠岡町環境保全条例(昭和51年忠岡町条例第29号)	51. 8. 11	51. 8. 11				②
守口市	守口市民の環境をまもる基本条例(昭和52年守口市条例第19号)	52. 8. 28	52. 4. 1				①
貝塚市	貝塚市環境保全条例(昭和52年貝塚市条例第6号)	52. 8. 80	52.12. 1				②
八尾市	八尾市民の環境を守る基本条例(昭和52年八尾市条例第18号)	52. 8. 81	52. 4. 1				①
	八尾市公害防止条例(昭和54年八尾市条例第17号)	54.10. 1	55. 4. 1	○	○	○	
	八尾市生活環境粉じん処理条例(昭和54年八尾市条例第18号)	54.10. 1	55. 1. 7				
箕面市	箕面市環境保全条例(昭和52年箕面市条例第25号)	52. 4. 1	52.10. 1			○	②
摂津市	摂津市生活環境条例(昭和52年摂津市条例第9号)	52. 4. 1	52. 7. 1		△	○	②
富田林市	富田林市の環境保全と向上に関する基本条例(昭和52年富田林市条例第28号)	52. 6. 29	52. 6. 29			○	①
豊能町	豊能町の環境保全に関する基本条例(昭和52年豊能町条例第5号)	52. 9. 14	52. 9. 14				④
池田市	池田市環境保全条例(昭和53年池田市条例第14号)	53. 7. 1	53.10. 1		△	○	②
太子町	太子町環境保全に関する条例(昭和58年太子町条例第21号)	58.12.15	58.12.15				④
大東市	大東市環境保全条例(昭和56年大東市条例第8号)	56. 8. 81	56.10. 1	○	△	○	②
和泉市	和泉市環境保全条例(昭和57年和泉市条例第1号)	57. 8. 80	57. 9. 29		△		①
藤井寺市	藤井寺市環境保全基本条例(昭和58年藤井寺市条例第9号)	58. 8. 25	58. 8. 25				④
狭山市	狭山市環境保全に関する基本条例(昭和57年狭山市条例第9号)	57. 7. 20	57. 7. 20				④

(注) 1 「形式分類」欄の番号は本文中の形式分類に対応する。

2 「立地規制の措置」欄中「○」は工場等設置の許可制を、「△」は工場等設置の事前協議制をとっているものを示す。

第4 公害防止協定の締結状況

公害防止協定（環境保全協定と称されているものを含む。以下同じ。）は、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であるところから、公害規制法、公害防止条例等を補完するものとして広く活用されている。

昭和61年3月31日現在、市町村と事業者との間において締結されている協定は521件で、前年度より12件増加している。

なお、公害防止条例等に市（町）長あるいは事業者の責務として公害防止協定の締結に関する規定を設けている市町村数は14市町である。

公害防止協定を締結している事業所を業種別にみると、機械器具業が92件と最も多く、次いで金属製品88件、化学工業62件と続いている（表2-17-9）。

表2-17-9 公害防止協定締結事業所の業種別内訳

（昭和61年3月31日現在）

業種	事業所数	業種	事業所数
農業等	1	窯業・土石	27
建設	7	鉄鋼	20
食料品	32	非鉄金属	5
衣服・織維	6	金属製品	88
木材・木製品	15	機械・器具	92
紙・パルプ	26	電気等供給	5
化学工業	62	その他の	124
石油・石炭製品	5	合計	521
ゴム・皮革	6		

第5 公害防止資金の融資制度等の設置状況

中小企業者が行う公害防止施設等の整備を促進させるため、府下市町村のうち、13市が各種の公害防止資金の融資制度を設けている（表2-17-10）。

また、公害防止施設に対する補助金等の制度が15市で設けられている（表2-17-11）。

なお、本節をとりまとめてその概要を示すと表2-17-11のとおりである。

表2-17-10 市町村における公害防止資金制度の設置状況

市町村名	制度の名称	融資対象者	資金の用途
大阪市	大阪市公害防止設備資金融資	市内で一年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害防止設備の設置改善、工場等の移転先の用地・建物購入もしくは建築資金
堺市	堺市中小企業公害防止施設資金融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる中小企業者	大気汚染処理施設、汚水処理施設、騒音・振動防止施設その他市長が必要と認めた防護施設の設置
岸和田市	岸和田市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる中小企業者又はその組合	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善
高槻市	高槻市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる中小企業者及び組合	公害を防止するために必要な機械装置等の設置、改善又は事業場の移転
守口市	守口市小企業者事業資金融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合	公害防止除去設備
茨木市	茨木市中小企業振興資金融資(融資母体) ＜茨木市中小企業公害防止施設資金融資利息補助制度＞	市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者	公害防止施設の設置、改善
八尾市	八尾市中小企業公害防止資金融資規則	市内に工場等を有し6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で融資金の返済能力を有する者	公害を防除又は防止するために必要な機械、器具装置及び工作物の設置、改善、工場等の移転
寝屋川市	寝屋川市公害防止資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる小規模企業者	公害を防止するために必要な機械装置等の設置改善
大東市	大東市小企業者事業資金融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる小企業者	公害防止施設の設置
柏原市	柏原市小規模事業資金あっせん融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる小企業者又はその組合	公害防止設備の設置、改善
門真市	門真市公害防止資金融資	市内で1年以上、事業を営んでいる中小企業者で公害防止の必要があると認められるもの	公害防止施設及び公害測定機器の設置
東大阪市	東大阪市中小企業公害防止資金特別融資	市内で6カ月以上、事業を営んでいる中小企業者	公害を防止するために必要な機械、装置等の設置、改善又は事業場の移転
交野市	交野市小企業事業資金融資	市内で6カ月以上、事業を営んで、所定の税を完納している中小企業	公害防止除去施設全般

(昭和61年3月31日現在)

貸付条件			
融資限度額	貸付期間	利 率	利子補給
有担保 2,500 万円 無担保 600	7年以内 (1年据置、半年均等返済)	6.1%	4.1%
有担保 2,000 無担保 600	有担保 7年以内 無担保 5年以内 (5ヶ月据置、6ヶ月目から毎月均等返済)	5.7%	5.0%
有担保 500 無担保 800	5年以内 (半年据置、半年均等返済)	4.9%	2.9% (小企業者は 8.9%)
有担保 700 無担保 500	5年以内 (1年内に据置、半年均等返済)	6.6%	5.0% (個人は 6.0%)
有担保 600 無担保 500	有担保 5年以内 無担保 4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	5.8%	3.0%
有担保 1,500 無担保 600	有担保 5年以内 (1年据置、毎月均等返済) 無担保 4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	有担保 6.0% 無担保 5.7%	5.0%
無担保 500	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	5.2%	4.2%
無担保 400	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	5.3%	5.3%
無担保 400	4年以内 (半年据置、毎月分割返済)	5.8%	5.0%
無担保 200	4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	5.7%	3.0%
有担保 500 無担保 800	有担保 5年以内 無担保 4年以内 (1年据置、毎月均等返済)	5.8%	5.7%
無担保 600	5年以内 (1年据置、半年均等返済)	5.2%	4.2% (小企業者は 4.7%)
有担保 1,000 無担保 400	4年以内 (半年据置、毎月均等返済)	5.8%	5.0%

表2-17-11 市町村における公害・環境行政の概要一覧

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	職員数 事務系 技術系	大気	水質	騒音 振動	
大阪市	環境保健局 環境部	企画調整課	人	人			
		審査課					
	環境事業局 業務部	規制第1課	52	171	○	○	○
		規制第2課					
		産業廃棄物指導					
堺市	環境保全部 衛生部	水質規制課					
		環境保全課					
		大気保全課					
		水質保全課	31	71	△	○	○
		環境整備課					
岸和田市	市民生活部	公害対策課	6	8			○
豊中市	公害対策部	公害対策課	5	14	△	○	○
池田市	生活環境部	安全公害課	8	0			○
吹田市	環境保健部	公害対策課	10	15	△	○	○
泉大津市	経済民生部	生活環境課	1	8			○
高槻市	保健環境部	環境公害課	8	19	△	○	○
貝塚市	市民福祉部	生活環境課	6	1			○
守口市	生活環境部	公害対策課	15	10			○
枚方市	環境保健部	公害対策課	9	15	△	○	○
茨木市	保健環境部	公害対策課	5	7			○
八尾市	市民生活部	環境保全課	9	11		○	○
泉佐野市	環境経済部	公害交通課	6	0			○
富田林市	産業部	生活環境課	4	0			○
寝屋川市	市民生活部	環境保全課	7	1			○
河内長野市	生活環境部	市民生活課	2	0			○
松原市	市民部	公害衛生課	8	1			○
大東市	市民生活部	生活環境課	6	0			○
和泉市	産業部	交通公害課	3	2			○
箕面市	市民部	自治振興課	2	1			○
柏原市	市民部	市民安全課	2	8			○

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
○			○	○
○			○	○
○		4	○	○
○	○			○
○	○	18		
		8		○
○		85	○	
○				
			○	○
○	○	30		○
		10	○	○
○	○	74	○	○
		1		
○		154		
○			○	○
○			○	○
○		7		
		1		
			○	○

市町村名	環境保全行政組織			条例事務委任状況			公害防止条例等の制定状況
	部(局)	課	職員数 事務科技術系	大気	水質	騒音振動	
羽曳野市	生活環境部	環境保全課	2 1			○	
門真市	市民部	公害対策課	9 4			○	門真市生活環境基本条例
摂津市	市長公室	生活環境課	8 0			○	摂津市生活環境条例
高石市	生活環境部	公害対策課	11 0			○	
藤井寺市	都市建設部	生活環境課	2 1			○	藤井寺市環境保全基本条例
東大阪市	市民生活部	環境保全課					
		公害対策課	15	31	△	○	○ 東大阪市公害防止条例
		環境監視課					
		産業廃棄物指導課					
泉南市	民生部	環境課	2 1			○	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例
四條畷市	市民生活部	生活環境課	4 1			○	四條畷市公害防止に関する条例
交野市	生活環境部	生活環境課	4 0			○	交野市民の生活環境を守る条例
島本町	環境建設部	環境整備課	2 1			○	島本町生活環境保全に関する基本条例
豊能町	産業建設部	都市計画課	1 2			○	豊能町の環境保全に関する基本条例
能勢町	民生部	保健衛生課	3 0			○	
忠岡町	民生部	環境整備課	1 0			○	忠岡町環境保全条例
熊取町	住民部	生活環境課	5 0			○	
田尻町		都市政策課	1 0			○	
岬町	住民部	生活環境課	3 1			○	
阪南町	住民部	環境対策課	1 1			○	
太子町	総務部	住民生活課	3 0			○	太子町環境保全に関する条例
河南町		産業経済課	3 0			○	
千早赤阪村		住民課	2 0			○	
狹山町	生活環境部	住民相談課	2 0			○	狹山町環境保全に関する基本条例
美原町	民生部	生活環境課	2 0			○	
合 計			281 392 1 (6)	8	44		28

(注) 条例事務委任状況欄の「○」は工場・事業場に対する規制権限の委任を示し、「△」は事業場のみに対する規制権限の委任を示す。

公害対策審議会等の設置状況	公害モニター等の設置状況	公害防止協定等の締結状況(件数)	公害防止資金融資制度の設置状況	公害防止施設補助金等の制度の設置状況
○			○	○
○		78		
○	○	108		
○				
○			○	○
○				
○	○	1	○	○
		1		
○		1		
21	6	521	13	15